参照条文

○　航空法（昭和２７年法律第２３１号）（抄）

（公共用施設の指定等）

第５６条の４　国土交通大臣は、公衆の利便を増進するため必要があると認めるときは、自衛隊の設置する飛行場について、その着陸帯その他の施設を公共の用に供すべき施設として指定することができる。

２　前項の指定は、当該施設の名称、位置、設備の概要その他国土交通省令で定める事項を告示することによつて行う。

３～７　（略）

○　飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和３３年防衛庁訓令第１０５号）（抄）

（使用料等）

第１６条　自衛隊の航空機以外の航空機に自衛隊の飛行場を使用させる場合の飛行場の使用料、航空保安施設の使用料等については別に定める。

２　防衛大臣は、前項の使用料等の基準について告示するものとする。

○　自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額及びその支払方法に関する告示（昭和５０年防衛庁告示第１５５号）（抄）

自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額及びその支払の方法を次のように定め、昭和五十年九月一日から適用する。

なお、昭和三十五年八月二十六日防衛庁告示第二百三十八号は、廃止する。

第一　航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場の使用料及びその支払方法

着陸料、停留料及び保安料の額並びにこれらの支払方法は、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。）について、空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき国土交通大臣が定めるところによる。

○　国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和４５年運輸省告示第７６号）（抄）

国土交通大臣が設置し、及び管理する空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下同じ。）のうち、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第二

条第五項に規定する国管理空港特定運営事業に係るもの以外のものの使用料の額及び支払方法は、次のとおりとする。

一　使用料の額（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第七条の規定により消費税を免除することとされた航空機にあつては(一)及び（二）に規定する金額並びに（三）に規定する金額を一・一〇で除した金額（ただし、（四）の適用のある場合にあつては、その金額）とし、それ以外の航空機にあつては（一)、（二）及び（四）コに規定する金額にそれぞれ一・一〇を乗じた金額並びに（三）に規定する金額（ただし、（四）アからケの適用のある場合にあつては、その金額）とする。）

（一）　着陸料

ア～エ　（略）

（二）　停留料

ア・イ　（略）

（三）　保安料

ア・イ　（略）

（四）　特則

ア～コ　（略）